

農家住宅等に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市街化調整区域内及び都市計画区域外における農家住宅及び農業用倉庫の建築について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家住宅 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号及び同条第2項第1号に規定する農業を営む者の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 農業用倉庫 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第20条第2号に規定する農業の用に供する建築物をいう。
- (3) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。
- (4) 農業を営む者 現に農業に従事し、かつ、将来継続して農業に従事する者で次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 本市にある市街化調整区域内（都市計画区域外を含む。）の10アール以上の農地（建築を計画している土地（以下「計画敷地」という。）を除く。）について所有権、賃借権又は使用貸借権に基づき耕作を行う個人をいう。なお、賃借権又は使用貸借権に基づき耕作を行う場合にあつては、権利取得後1年以上耕作の事業を行っていること。

イ その他アに掲げる者と同等と認められる者

(農家住宅の用途等)

第3条 農家住宅は、農業を営む者が専ら自己の居住の用に供するものとして建築するものでなければならない。

- 2 農家住宅は、原則として1農家につき1住宅限りとする。
- 3 農家住宅は、建築された後においても専ら当該農家住宅を建築した者の自己の居住の用に供されると認められるものでなければならない。

(農業用倉庫の用途等)

第4条 農業用倉庫は、農業を営む者が専ら自己の農機具、生産資材等の収納、貯蔵又は保管の用に供するものとして建築するものでなければならない。

- 2 農業用倉庫の規模は、延床面積が150平方メートル以下でなければならない。ただし、

収納物等により必要と認められる場合は、この限りでない。

- 3 階数は平屋建てとする。ただし、収納物等により必要と認められる場合は、2 階建てとすることができる。

(農家住宅等の立地条件)

第 5 条 農家住宅を建築しようとする土地は、当該農家住宅を建築しようとする者の居住地と同一の集落内又は耕作地からの距離が当該居住地から耕作地までの距離以内に位置しなければならない。

- 2 農業用倉庫を建築しようとする土地は、当該農業用倉庫を建築しようとする者の居住地と同一の集落内又は耕作地の周辺に位置しなければならない。
- 3 農家住宅等を建築しようとする土地は、当該農家住宅等を建築しようとする者又はその直系血族若しくは同居の親族が土地登記簿上所有していなければならない。土地登記簿甲区において他の権利者があってはならない。

(農家住宅等の証明申請)

第 6 条 都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 60 条の規定により農家住宅等の建築であることの証明を受けようとする者は、農家住宅等証明申請書(別記第 1 号様式) 2 通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 農家台帳に登載されていることの証明書
- (2) 農家住宅等を建築しようとする土地全部事項証明書
- (3) 自己の居住及び農業の用に供している建築物の所在地、耕作地並びに農家住宅等を建築しようとする土地を明記した附近見取図(1/2500 程度の都市計画図)
- (4) 住民票(農家住宅の場合に限る)
- (5) 誓約書(別記第 2 号様式)実印・印鑑証明
- (6) 建築しようとする農家住宅等の建物配置図、敷地現況平面図、敷地現況縦横断面図、敷地造成計画平面図、敷地造成計画縦横断面図、建物平面図及び建物立面図、求積図(敷地・建物)
- (7) 農家住宅等を建築しようとする土地の現況写真
- (8) 地籍図
- (9) その他市長が必要と認めるもの(収納物確認に必要な図書、戸籍謄本等)

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行とする。